

26清監第78号
平成27年3月3日

東京二十三区清掃一部事務組合
管 理 者 様
議 会 議 長 様

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員 高橋 邦夫
監査委員 成澤 廣修
監査委員 山口 ひろひさ

平成26年度定期監査、工事及び委託監査、財政援助団体（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）監査の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき下記のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、石田秀男前監査委員は平成26年6月23日まで関与し、山口ひろひさ監査委員は平成26年6月24日から関与しました。

記

第1 定期監査

1 監査実施期間

平成26年5月20日から平成26年11月14日まで実施した。

2 監査対象（全部局）

総務部、清掃事業国際協力室、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部、会計室、監査事務局、議会事務局

3 監査の範囲と観点

（1）監査の範囲

平成25年度及び平成26年4月分までの事務処理について監査した。

なお、サービス・現金管理等一部の事務処理については平成26年9月分までの事務処理について監査した。

（2）監査の観点

① 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の予算執行、

収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、並びに財産管理等財務に関する事務の執行が法令等の趣旨に沿って適正に行われているか。

- ② 事務事業が計画や目的に沿って実施され、かつ経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。
- ③ 前回監査の指導事項等が改善されているか。また、今年度は「契約事務」を重点項目に加えた。

4 監査の結果

事務事業については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかったが、以下のような注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

なお、一部の事務処理に見受けられた軽微な誤りについては、監査の過程で担当部課等に対し指導を行った。

5 意見

- (1) 振替に伴う超過勤務手当に支給誤りが見受けられた。清掃工場では変則勤務や緊急対応等により給与支給事務は複雑になりがちであるが、誤支給の大きな原因は規定等の理解不足によるものと考えられる。

所属長は職場内研修を実施するなど職員の事務処理能力を高めるとともに、誤支給が生じないよう点検・確認に留意されたい。また、所管部課（職員課）は手引等の解説をより分かりやすくするなど見直しを図られたい。

- (2) 現金出納簿の記帳日と領収書の日付が一致していない、科目別口座が作成されていない等の事例が一部に見受けられた。こうした事務処理誤りの大半は担当者の注意力不足によるものであったが、現金出納簿の作成基準が不十分なことに起因するものもあった。

担当職員は法令等に基づき漏れのない事務処理を行うとともに、所管部課（会計室）は作成基準を明確にするよう検討されたい。

- (3) 物品受払簿に切手残数の記載がないことや、受払簿の残数と実数が一致していない事例等が見受けられた。

物品管理規則第20条第2項では「物品管理者は金券類その他会計管理者が指定する物品については、物品受払簿を備え、整理しなければならない。」と規定されており、切手等の金券類は現金に準じるもので、正確性、透明性の観点から常に細心の注意を払い厳格に管理されたい。

- (4) 契約事務規則等によれば、随意契約ではなるべく2人以上の者から見積書を徴することとされ、予定価格に応じた見積推奨数が定められている。今回随意契約について確認したところ、ほぼすべての契約が適正に処理されていた。

契約は公平性、経済性等の見地から一般競争入札が原則であるが、随意契約も契約であり競争による最適価格の追求が必要である。今後も随意契約を締結する場合は推奨数に応じ必ず複数の者から見積書を徴取されたい。

(5) 平成25年度の「廃棄物処理手数料」収入未済額は4億1,971万円であり、前年度より6,313万円(13.1%)の減となっていた。これは条例改正(平成25年1月1日施行)等による現金徴収の実施や搬入停止措置の導入が着実に成果を上げ始めたものと評価できる。

今後も早期対応を基本に、できる限り現年度のうちに収入未済を解消するよう取組を一層強化し回収率向上に努められたい。

(6) 今回の監査では、平成24年度から取り組んでいる事務処理適正化策及び各職場で行っている独自マニュアルの作成やチェック体制の強化等により、大きな事務処理誤りは前回より減少していた。特に給与・サービス関係では、こうした取組の成果により是正・検討を要する事項は著しく減少していた。

事務処理を適正に行うことは、区民の信頼を獲得する上で必要不可欠である。今後も各職場においては日頃から軽微なミスも見逃さない体制づくりなど、さらなる改善に向け努力されたい。

第2 工事及び委託監査

1 監査実施期間

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

平成26年5月20日から平成26年11月14日まで実施した。

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

平成26年9月1日から平成27年1月23日まで実施した。

(3) 技術調査委託

平成26年11月10日から平成27年1月22日までとし、12月5日に書類審査及び現地調査を実施した。

2 監査対象

総務部、清掃技術訓練センター、施設管理部、各清掃工場及び中防処理施設管理事務所、建設部

3 監査の範囲

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

① 工事

平成25年度に契約したもの又は契約変更したもの

② 委託

平成25年度に契約したもの又は契約変更したもの

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

① 工事

ア 平成25年度に契約したもの又は契約変更したもの

イ 平成25年3月31日以前に契約したもので、平成26年4月1日以降

も継続しているもの

② 委託

平成25年度に契約したもの

(3) 技術調査委託

調査対象は大田清掃工場建設工事

4 監査方法

(1) 契約金額100万円以上500万円未満の工事及び委託

対象となる工事及び委託564件中338件(59.9%)を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査、疑問点などの確認をした。

(2) 契約金額500万円以上の工事及び委託

対象となる工事及び委託283件中70件(24.7%)を抽出し、監査資料等に基づき、書類審査を実施し、一部についてヒアリング及び現場確認を行った。

(3) 技術調査委託

技術調査は、外部の専門技術者が第三者の立場で当該事業に係る計画や設計、積算、施工等に関する事項を調査し評価を行うものである。今年度は「特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラム」に委託して実施した。

(4) 監査の着眼点等

監査に当たっては、工事は設計・仕様書、積算、施工、委託は設計・仕様書、積算、業務履行の3分野ごとに着眼点を設定し実施した。

また、「設計・積算」を重点項目とし、関係書類の確認及び管理が適切に行われているかについて検証した。

5 監査の結果

監査対象期間における工事及び委託については、概ね適正に執行されており特に指摘する事項はなかったが、一部に以下のような注意・指導を要する事項があったので意見を述べる。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な誤りや改善及び検討を要する事項については、監査の過程で関係者に指導を行った。

技術調査委託は、「概ね適切に執行されており、特に指摘する事項はない。」との評価であった。

6 意見

(1) 工事件名と工事内容が一致していないものが一部に見受けられた。件名から工事内容の概要が分かることで、設計・積算から契約手続、施工、履行確認、検査等に至るまでの事務処理をより円滑に進めることができる。

工事の施工内容・方法等が容易に想起されるよう、工事件名は簡潔で分かりやすいものにされたい。

(2) 機器類の設置工事で動作確認試験データの記録表に試験日時、試験者名の記載がないものが見受けられた。試験日時と試験者名は試験データの信頼性を担保するための基本的な事項である。

工事監督者は機器類の設置工事の際は、動作確認試験に基づく試験データ記録表を適正に作成・提示するよう請負者への指導を徹底されたい。

(3) 工事契約の仕様書に工事の安全等を確認するための「有害物質チェック」、「放射線量の測定」が明記され、実施されているかを確認した。その結果、ほぼすべての仕様書に記載され適切な安全確認作業が行われていた。また、その他の項目についても調査を行ったが、仕様書に明記され適切に実施されていた。

今後も工事等の際の安全確認作業には万全を尽くし取り組まれない。

(4) 記録写真や業務報告書に一部不備があり、また、提出されていない事例も散見された。こうした基本的な提出書類の不備等が繰り返される背景には、記録写真等の持つ意義・役割が十分理解されていないことがあると思われる。

所属長は日常業務を通してこうした書類等の持つ意義を職員に十分理解させるとともに、適正な記録写真作成等について請負者への指導を徹底されたい。

第3 財政援助団体監査（東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会）

1 監査実施日

平成26年5月20日、平成26年10月31日から11月5日まで

2 監査対象

東京二十三区清掃一部事務組合職員互助会（総務部所管）

3 監査の範囲及び方法

平成25年度及び平成26年4月分から9月分までの書類について監査した。

事業が財政的援助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の結果

概ね適正に執行されており、特に指摘する事項はなかった。